

共同海損に関する CMI ガイドラインの改訂および YAR の一部改正について

<要旨>

昨年10月にアントワープで開催された万国海法会(以下、CMI)国際会議において「共同海損に関する CMI ガイドライン(“CMI Guidelines relating to General Average”)の改訂版が採択され、同時に2016年ヨーク・アントワープ規則(以下、YAR2016)および2004年ヨーク・アントワープ規則(以下、YAR2004)の一部改正が採択されました。今般、これらの内容が CMI のホームページに掲載されましたので、ご紹介致します。

CMI は、2022年10月18日から21日までの間、アントワープにおいて国際会議を開催しましたが、その最終日10月21日の全体会合および総会において、2016年5月にその初版<sup>1</sup>が採択された「共同海損に関する CMI ガイドライン(“CMI Guidelines relating to General Average”)の改訂版(以下、ガイドライン改訂版)と簡略版が採択されました。また、同時に YAR2016および YAR2004の Rule XXI の改正が採択されました。

今般、これらの内容が CMI の下記ホームページに掲載されました。

<https://comitemaritime.org/work/cmi-general-average-guidelines-and-security-forms/>

<https://comitemaritime.org/work/york-antwerp-rules-yar/>

## 1. ガイドライン改訂版

ガイドライン改訂案は、全体として、共同海損事案における手続きの迅速化のための実務的な記述を拡充したものとなっていますが、今回のガイドラインの改訂の中核は、付録としてガイドラインに収録された共同海損手続きで使用される担保書面の CMI 標準書式の策定であると言えます。本ニュースでは、主として共同海損担保書面の CMI 標準書式について、例として②の書式を取り上げてその概要をご説明します。

なお、ガイドライン改訂版の弊社試訳を弊社ホームページ([https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine\\_site/news/marine\\_news.html#anc-2022](https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/news/marine_news.html#anc-2022))に掲載していますので、ご参照ください。

CMI アントワープ国際会議で採択された共同海損担保書面の CMI 標準書式は以下の4種類です。

- ① 荷主が船主に提供する共同海損盟約書
- ② 貨物保険者から船主に提供する共同海損分担保証状
- ③ 燃料・運送賃の利害関係人から船主に提供する共同海損盟約書
- ④ 燃料・運送賃の保険者から船主に提供する共同海損分担保証状

### (1) PART 1A および PART 1B

標準書式の1頁目には上・下二組のボックス欄が設けられています。

上段(PART 1A)は、船主(実務的には海損精算人)が記入すべき欄であり、船名、事故日・事故種類、海損精算人、準拠法および裁判管轄が記入されることになっています。

下段(PART 1B)は、積み地、荷下ろし地、船荷証券番号、コンテナ番号、積荷明細、保険明細、保険会社明細、署名者明細、日付および署名等保証状を提出する貨物保険者が記入すべき欄が設けられています。

<sup>1</sup> 弊社マリンニュース No.202「共同海損に関する新規則『2016年ヨーク・アントワープ規則』の成立」(弊社ホームページ([https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine\\_site/news/marine\\_news.html#anc-2016](https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/news/marine_news.html#anc-2016)))に掲載)ご参照。

(2) PART B

①第1条(担保主文)

本条は、”In consideration of the delivery in due course of the Secured Property…”で始まる保証状の言わば主文です。

②第2条(分担保証状の執行可能時期)

本条は、予定された仕向地への積荷の到着以前には分担保証状は効力を生じない旨を明確化した規定です。

③第3条(保証限度額)

本条は、保証額について、YAR に従って算出された共同海損負担額(以下、負担価額)を限度とすると規定しています。

④第4条(分担請求に対する抗弁権の留保)

第1文は、分担保証状の提出は運送契約等における航海当事者の求償(remedies)あるいは抗弁(defences)の権利に影響を及ぼさないことを規定しています。

第2文は、分担請求に対する抗弁の通知に関して「共同海損精算書発行後3ヶ月以内」という一応のタイムリミットを規定しています。しかし、文頭に“Without prejudice to the time available to rely upon any such remedies or defences…”との文言を記載して、積荷の利害関係人が精算書発行後3ヶ月以内に精算人に抗弁を通知しない場合であっても条約等で認められた求償や抗弁の権利が害されないことを明確にしています。

⑤第5条(a)項(分担額の内払)

第1文は、共同海損精算完了前において海損精算人の推奨に従って速やかに分担額の内払を行うことを約する規定です。

第2文、第3文では、如何なる内払も最終的な分担責任には影響を及ぼさないこと、積荷の利害関係人は船主に対して内払前に同額の裏保証状を要求できることを規定しています。

⑥第5条(b)項(海損精算人に対する情報提供)

本条は、積荷の利害関係人は積荷の価額と状態に関して入手できた情報を速やかに提供する旨を規定しています。

⑦第5条(c)項(準拠法および裁判管轄)

第1文は、PART 1A の準拠法・裁判管轄の欄への船主(実務上は、精算人)の記入が漏れていた場合には、イギリス(法)とする旨を規定しています。

第2文は、他の航海当事者の要請から21日以内に訴状を受領する当事者を指定することを規定しています。

⑧第5条(d)項(消滅時効の起算日)

適用されるYARが別途規定していない場合、時効期間に関する制定法あるいは運送契約上の規定に関わらず、時効期間は精算書発行日より開始されると規定しています。

⑨第5条(e)項(船貨不分離条項)

適用されるYARに不分離条項が規定されていない場合、YAR2016 G条3項(不分離条項)及び

4項(不分離条項のもとで認容される分担額の上限額を定める Bigham Clause)が盛り込まれているものと見做すと規定しています。

#### ⑩第6条(電子的データ提出条項)

担保書面が電子的にのみ提出され、保存されている場合であっても、電子メールで精算人に送付されたことで船主その他に正式に引き渡されたものとなり、法的拘束力を有し実行が可能であることを規定しています。

## 2. ガイドライン簡略版

ガイドライン初版の改訂とともに、今般、共同海損事故が発生した際に航海当事者、特に、共同海損の手続きに関する知識および経験の乏しい積荷の利害関係人が速やかに必要な手続きを理解するための簡略版「共同海損とは何か -荷主を支援するための簡潔な解説-」が採択されました。

なお、このガイドライン簡略版の弊社試訳も弊社ホームページ([https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine\\_site/news/marine\\_news.html#anc-2022](https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/news/marine_news.html#anc-2022))に掲載していますので、ご参照ください。

## 3. YAR2016 および YAR2004 XXI 条(共同海損として認容された損失に対する利息)の改正

(1)YAR2016 XXI 条は、共同海損認容額に付される利息について「精算通貨に適用される毎暦年の最初の銀行営業日に公表される12か月物の ICE LIBOR に4%ポイントを加算したもの」と規定されていました。しかし、ICE LIBOR は、2021年12月末に実質的に廃止されており、同条は2022年1月以降、適用不能の状態となっています。この事態に対応するために YAR2016の XXI 条(b)項を以下のとおり改正することが採択されました。

#### YAR2016 Rule XXI

(b) The rate for calculating interest accruing during each calendar year shall be 2 per cent per annum added to the USD Prime Rate, as published in the Wall Street Journal for the first banking day of that calendar year.

(2)これに合わせて YAR2004 XXI 条 b 項も上記 YAR2016の XXI 条(b)項と同文に改正することが採択されました。

いずれも YAR も改正後の名称は、“YAR2016 as amended 2022”および“YAR2004 as amended 2022”ではなく、“YAR2016”および“YAR2004”となります。また、改正後の YAR は即日適用開始となっています。

なお、YAR2004 が適用される発生済・精算未了の共同海損事案が存在することから、当面は、毎年の CMI 年次総会で改正前の YAR2004 における利息(利率)の決定・公表も継続されることとなっています。

以上